

つばさでんき電力サービスを契約される皆さまへ

重要事項説明書

つばさでんき株式会社

「重要事項説明書」

本書は、電気事業法第2条の13の規定に基づき、小売供給契約(以下「本契約」という。)を締結するにあたり重要な事項を以下のとおり記載いたします。なお、本書に記載の無い事項については、当社が別に定める「電気需給約款」(以下「約款」という。)及びお客様の需要場所を供給区域とする一般送配電事業者の定める託送供給等約款のご確認及び同意をお願いいたします。

約款は、当社ホームページ(<https://tsubasa-denki.com/>)でご確認頂けます。また託送供給等約款は、当該一般送配電事業者のホームページにてご確認をお願いいたします。

1. 小売電気事業者について

小売電気事業者	つばさでんき株式会社 (小売電気事業者登録番号 A0467) 住所 : 〒150-0011 東京都渋谷区東 1-26-20 東京建物東渋谷ビル 14 階 電話番号: 03-6835-1950 営業時間: 10:00~18:00 (土日祝日、夏季休暇、年末年始を除く)
---------	--

2. お申込み方法

当社所定の申込書に必要な事項をご記入の上、またはインターネット申込画面に必要な事項を入力し、お申込み頂きます。

3. ご契約内容の確認

- 本契約は、お客様からのお申込みを受け当社が承諾したときに成立します。
- 契約期間は、料金適用開始の日から3年目の日までとします。
- 契約満了日に先立って、本契約の解約または変更の申し出がないときは、本契約は契約期間満了後も3年間ごとに同一条件をもって更新されます。
- 更新月(供給開始月[小売供給契約が更新された場合には、更新された月]から起算して36ヶ月目とその翌月を指します)。
- ご契約頂く契約容量・料金メニュー及び電気料金等の詳細は約款をご参照ください。

4. スマートメーターへの取替え

- お客様の電力量計がスマートメーターでない場合には、供給開始にあたり、一般送配電事業者がスマートメーターに取替えに伺います。なお、取替えにかかる費用は、お客様のご都合に基づく特殊な事情がある場合を除きかかりません。
- ご契約内容により立会いや停電を伴う作業になる場合がございます。

5. 供給開始予定日

供給開始日は、原則として当社にてお申込みを受けた日から供給に必要な手続き(切替えの手続きやスマートメーターの取替工事に要する期間)が完了した後の最初の検針日となります。引越しなどを理由として、新たに需要場所で電気の使用を開始したお客様が、当社または他の小売電気事業者との本契約の締結前に電気の使用を開始していた場合の供給開始日については、お客様が実際に電気の使用を開始した日とします。

6. 供給の電圧・周波数

供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100V及び200V、交流単相3線式標準電圧100V及び200Vとなります。周波数は、標準周波数50Hz、または60Hzとします。

7. 電気ご使用量の計量方法・料金算定方法

- 一般送配電事業者が取り付けした電力量計(スマートメーター)にて計量される値を用います。
- 電気料金の算定期間は、前月の計量日から当月の計量日までを1ヶ月とし、その間の電気ご使用量に基づき計算します。なお、電気のご使用期間が1ヶ月に満たない場合は日割計算して電気料金を算定します。
- 料金の支払い義務は原則として電気料金請求日に発生するものとし、支払い期日は、支払い義務の発生日を含む月の末日といたします。

8. 電気ご使用量及び請求金額の確認並びに料金の支払い方法

- お客様専用のWebサイトにて電力使用量及び請求金額をご確認頂けます。
- 初期パスワードは料金適用開始の日までにお知らせいたします。
- 支払い方法は原則として「口座振替」または「クレジットカード支払い」のいずれかをお選び頂けます。初回の電気料金のお支払い等は、銀行振込で行って頂く場合がございます。
- 請求明細の郵送を希望される場合は、有料にて発行いたします。

9. 契約の変更・解約

- 契約電流または契約容量等の変更をご希望の場合は、当社までご連絡ください。原則としてお申込みを受け付けた日の次の検針日又はその翌月から変更を適用いたします。
- お客様と本契約締結後、需給開始に至らず契約が変更・解約された場合、一般送配電事業者への費用の支払いが生じる場合があります。その場合には、当社より当該請求金額をお客様から申し受けます。
- 更新月(供給開始月[本契約が更新された場合には、更新された月]から起算して36ヶ月目とその翌月)を除き、契約期間内に解約となる場合、1契約ごとに9,800円(不課税)をお支払い頂きます。ただし、お客様の責に帰さない事由で解約される場合、受電施設の建替により解約する場合、建替後も当社とご契約頂く場合は除きます。

10. 一般送配電事業者からの請求に係る費用

- 当社は、一般送配電事業者との託送供給等約款に基づきお客様の都合、責めに帰すべき事由によって一般送配電事業者から請求を受けた場合、当該請求金額をお客様から申し受けます。
- 一般送配電事業者が、お客様の電気ご利用に際して必要となる供給設備を施設した後、お客様の都合により供給開始前に供給契約を変更、または解除される場合、当社は一般送配電事業者が策定した当該施設に要した費用の実費をお客様から申し受けます。また、実際に工事を行わなかった場合でも、測量監督等で多額の費用を要した場合には、当社は、一般送配電事業者が策定した当該費用をお客様から申し受けます。

- お客様からの申し出により、契約電流・契約容量等を新たに設定、または増加された日から1年に満たないで電気の使用を廃止、または契約電流・契約容量等を減少しようとされる場合、当社は一般送配電事業者が見積もり策定した料金、工事費の精算額をお客様から申し受けます。
- 上記以外のお客様の都合による工事費等、またはお客様が電気を不正利用したことにより一般送配電事業者から違約金等の請求が発生した場合には、当社は当該請求金額をお客様から申し受けます。

11. その他の費用負担

- 電気料金のお支払い期日(支払い義務の発生日を含む月の末日)を超過してなお、お支払い頂けない場合、お支払い期日の翌日からお支払い日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。延滞利息は、未払いの使用料金から消費税等相当額(消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。)及び再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に、年14.6%の割合(閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。)を乗じて算定してえた金額といたします。なお、消費税等相当額及び算定された金額の単位は1円とし、その端数は切り捨てます。
- 当社指定口座へのお振込み手数料はお客様のご負担といたします。

12. 電気の需給に関するお客様のご協力をお願い

電気の需給にあたり、一般送配電事業者が定める託送供給等約款にお客様にお守り頂く事項がございます。それに伴い、当社、または一般送配電事業者からお客様に以下の事項へのご協力をお願いする場合がございます。

- ① お客様の電気のご利用に際し、一般送配電事業者の供給設備の工事及び維持のために必要な作業用地の確保
- ② 一般送配電事業者の供給設備の故障・点検・修繕等の工事上やむをえない場合、または電気の需給及び保安上の必要がある場合に、一般送配電事業者が実施するお客様の電気の使用の中止または制限
- ③ 業務上必要とする場合に、お客様の土地、または建物に立ち入ることへの承諾
- ④ お客様の電気のご利用に伴い他のお客様の電気の使用の妨害や、またはその恐れがある場合の電気の品質維持・改善のために必要な装置・設備等の対策の実施
- ⑤ 一般送配電事業者の電気工作物に異常もしくは故障がある場合、またはその恐れがある場合、もしくはお客様が電気工作物の変更の工事を行い、その工事が完成した場合にはあらかじめその旨の通知、必要に応じて工事内容や工事終了後の配線図のご提示
- ⑥ 一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすような物件・設備の設置、変更等をされる場合はあらかじめその旨の通知

13. 現契約の解約に伴う違約金等の確認をお願い

現在ご契約中の小売電気事業者から当社にご契約を切り替えられる場合には、現行契約の解約金の発生・ポイントの失効等の不利益事項を被る可能性があります。詳細につきましては現在ご契約中の小売電気事業者へ契約内容のご確認をお願いいたします。

14. 再生可能エネルギー賦課金の減免措置の申請

現在の電力会社との契約で、再生可能エネルギー発電促進賦課金減免措置を受けられており、引き続き適用を希望される方については、当社までお問い合わせください。

15. 当社からの契約の解約

お客様が以下のいずれかに該当する場合には、当社は本契約を解約する場合があります。

- ① お客様が電気料金等を当社が定める支払い期日を30日経過後もなおお支払われない場合
- ② お客様が電気需給約款に基づく支払いを要する電気料金以外の債務を支払われない場合
- ③ お客様が電気需給約款に基づく債務を履行しなかった場合、または違反した場合
- ④ 託送供給等約款に基づき、一般送配電事業者によりお客様に対する電気の供給が停止されている場合
- ⑤ お客様が反社会的勢力関係者と判明した場合、または反社会的勢力関係者の疑いがあると認められた場合

16. 当社からの契約の変更に伴う電子交付

- 一般送配電事業者が定める託送供給等約款や関係法令等の改正や社会的経済的な影響等により、当社が必要と判断した場合には、約款の変更、料金改定をする場合があります。その場合にはマイページ、電子メール、ホームページ、その他の当社が適切と考える方法により周知いたします。約款の変更・料金改定にご承諾頂けない場合には、約款変更の通知受領後30日以内に当社に対して解約のお申し込みを頂くことで、「9.契約の変更・解約」契約解除料がかかることなく、本契約を解除することができます。解約のお申し出が前文で定める期限まででない場合は、約款の変更をご承諾頂けたものとみなします。
- 上記以外のご契約内容の変更の場合、マイページ、電子メール、当社ホームページの何れかに一定期間掲載することで、お客様に通知いたします。
- ご契約を更新する場合(料金・契約条件について一切の変更をせず契約期間の延長のみをする場合)、更新後の契約期間のみをマイページ、電子メール、当社ホームページの何れかに一定期間掲載することで、お客様に通知いたします。

17. 個人情報の取扱いに関する重要事項

- 当社は、電気需給により知りえたお客様の個人情報(氏名、住所、電話番号等連絡先情報及び小売供給等契約の契約番号、供給地点に関する情報等)につきまして、お客様の本人確認、与信管理、電気需給及びこれに付随するサービス向上のための情報提供、これらのサービスの提供、工事、保守ならびに障害対応業務等、料金の計算及び請求、これらに関するお客様への連絡、その他約款に基づく契約内容の実施に必要となる範囲で利用いたします。
- 電気需給により知りえたお客様の個人情報につきまして、「個人情報の保護に関する法律」及び関連法令、当社「個人情報保護方針」及び経済産業省「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」に基づき、当社が業務を委託する他の事業者または第三者に提供することがあります。
- 当社はおお客様の電気料金債権を代理請求事業者へ譲渡する場合があります。あらかじめ承諾して頂きます。その場合には、お客様の個人情報を必要範囲で代理請求事業者へ提供いたします。

18. 事業譲渡または債権譲渡

お客様は、当社が事業譲渡または会社分割等の手法により、本契約を譲渡すること、または当社から代理請求事業者への債権の譲渡をあらかじめ承諾して頂きます。なお、事業譲渡または債権譲渡が行われる場合には、支払い方法等が変更される場合があります。

19. 契約に関わる注意事項

- 電子ブレーカーを設置されている場合や契約期間中に電子ブレーカーを設置された場合は契約対象外となります。
- 電力の使用状況によっては、契約電力値及び、契約容量が増加することがあります。
- 引越しによって需要場所が変更となる場合は、契約電流は原則として引越し先の設備状況に準じます。尚、設備状況が判断できない場合、契約電流は40Aといたします。
- 電気料金については、約款12(料金等)をご参照ください。尚、電気料金は、基本料金、電力量料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金及び安定供給維持費の合計金額と、電源燃料調達費を加減した金額となります。
- 電源燃料調整費は、「燃料費調整額」及び「調達調整費」から適用させていただきます。
「調達調整費」は、一般社団法人日本卸電力取引所のスポット市場取引における、毎月1日からその月の末日までの期間に係る各地域のエリアプライスの平均値に応じ、市場価格の変動により還元又は追加請求を行う場合があります。
尚、還元・追加請求基準値については、各エリアの約款をご参照ください。

20. クーリング・オフに関するお知らせ

- 特定商取引に関する法律及び同施行令等に基づきクーリング・オフを行うことができます。
- お客様が「訪問販売」もしくは「電話勧誘販売」によりお申込みされた場合、申込書を当社受付窓口にご送付いただいた日を含めて8日を経過するまでは、書面又は電磁的記録(電子メール等)により無条件で申込みの撤回または契約の解除を行うことができ、その効力はお客様が書面又は電磁的記録(電子メール等)を発信した時(郵便消印日付又は電子メール送信日等)から発生します。ただし、法人のお客様及び個人のお客様のうち営業用に利用する場合は除きます。
- クーリング・オフがあった場合
 - ①当社は、ご契約の解除に伴う損害賠償及び違約金の請求をいたしません。
 - ②既に引き渡された商品の引き取りに要する費用は当社が負担いたします。
 - ③お客様が電気を使用して得られた利益に相当する金銭の支払い義務はありません。また、既に料金または料金の一部をお支払いの場合は、速やかにその金額を返還いたします。
 - ④ご契約に係る役務の提供に伴い、土地または建物その他の工作物の現状が変更された場合には、お客様は無料で元に戻すよう請求することができます。
- 上記クーリング・オフの行使を妨げるために当社が不実のことを告げたことによりお客様が誤認し、または当社が威迫したことによりお客様が困惑してクーリング・オフを行わなかった場合は、当社からクーリング・オフ妨害の解消のために書面又は電磁的記録(電子メール等)が交付され、その内容に説明を受けた日から8日を経過するまでは、書面又は電磁的記録(電子メール等)によりクーリング・オフを行うことができます。

【 お問い合わせ先 】

つばさでんき株式会社 お問い合わせ窓口

住所:東京都渋谷区東 1-26-20 東京建物東渋谷ビル 14 階

電話番号:03-6835-1950

営業時間:10:00~18:00(土日祝日、夏季休暇、年末年始を除く)